

# 青少年健全育成と感性教育

高橋 史朗

平成12年12月22日に発表された「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」は、「1. 私たちの目指す教育改革」の中で、「危機に瀕する日本の教育」と題して次のように指摘している。「日本の教育の荒廃は見過ごせないものがある。いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪の続発など教育をめぐる現状は深刻であり、このままでは社会が立ちゆかなくなる危機に瀕している。……子どもはひ弱で欲望を抑えられず、子どもを育てるべき大人自身が、しっかりと地に足をつけて人生を見ることなく、利己的な価値観や単純な正義感に陥り、時には虚構と現実を区別できなくなっている。また、……バランス感覚を失っている。」

果たして日本の教育の荒廃は「社会が立ちゆかなくなる危機に瀕している」のか、もしそうならば、その背景にどのような問題があるのか。青少年の凶悪犯罪の増加など青少年問題が深刻化しているなかで、自治省が設置した青少年健全育成研究会の責任者（座長）として、現在、報告書を取りまとめている筆者の問題意識、課題意識を述べながら、以下、青少年をめぐる現状の問題点と背景、青少年健全育成の基本理念と感性教育について考察していきたい。

## 1 青少年をめぐる現状の問題点と背景

まず国際比較調査から見た日本の子どもたちの現状と問題点について考えてみよう。アメリカ・中国・韓国・トルコ・日本の中・高校生約5,000人を対象に実施された「青少年の非行的態度に関する国際比較」<sup>(1)</sup>によれば、日本の生徒が際立って自己中心的、物質主義的、刹那主義的であることが読みとれる。「皆が幸福にならなければ個人の幸福はない」「人生は自分のことではなく人のことを考えることが大切だ」と答えた者が韓国に次いで少く、「人生にはお金が何よりも大切だ」では、日本の中高生の40%が肯定しており、これはアメリカ、トルコの倍以上、中国・韓国と比べても10ポイント以上高い数字になっている。

また、日本青少年研究所が実施した「ポケベル等通信媒体調査」<sup>(2)</sup>によれば、日本の高校生の規範意識が際立って希薄であることがわかる。「本人の自由でよい」と答えた者の割合は、「親に反抗すること」85%、「先生に反抗すること」79%、「学校をずる休みすること」65%、「パソコンで性的画像を見ること」70%、「売春など性を売り物にすること」25%、などであるが、これはアメリカ、中国との比較においても、異常に突出した高い数字である。

これらの数字は、豊かさの実現そのものが青少年の教育に与えた負の遺産であることを如実に物語っている。戦後の日本は、手段と目的を取り違え、経済発展を目的、教育を経

済発展のための手段と考えたために、子どもたちの価値観、人生観を大きく変えてしまったといえる。わが国は、価値観、道徳観、文化の歴史的断絶をそのままにして経済発展に全精力を投入してきた故に、教育荒廃の根は大変深いといわざるをえない。<sup>(3)</sup>

前述した「国民会議報告」は、大人自身がバランス感覚を失っている、と指摘しているが、平成11年7月22日に発表された総理の諮問機関「青少年問題審議会」の「『戦後』を超えて―青少年の自立と大人社会の責任―」と題する答申は、「青少年をめぐる問題に関する基本認識」について、次のようにまとめている。

〈問題行動を起こした子どもたちの意識等にみられる特徴〉

- ①社会の基本的なルールを遵守しようとする意識が希薄になっている。
- ②自己中心的で、善悪の判断に基づいて自分の欲望や衝動を抑えることができない。
- ③言葉を通じて問題を解決する能力が十分でない。
- ④自分自身に価値を見だし、自尊の感情を持つことができない。

〈現代社会の一般的な風潮の問題点〉

- ①社会で最低限守らなければならない基本的なルールについての認識が希薄になり、おろそかにされている。
- ②特定の価値を自分の都合のいいように解釈し、一方的に主張する傾向が見られる。
- ③人権と公共の福祉、権利と責任等諸価値相互のバランスが崩れている。

〈社会の風潮が青少年の問題の増加に結び付いた背景〉

- ①子どもに対する基本的なしつけがおろそかになっている。
- ②子どもたちが、多様な人間関係を通じて、社会性や人との付き合い方を身に付ける機会が少なくなっている。<sup>(4)</sup>

また、総理の下で、青少年にかかわる審議会の代表者を始め、マスメディア、青少年の育成にかかわる者等の有識者で構成する「次代を担う青少年について考える有識者会議」が平成10年4月に発表した報告書<sup>(5)</sup>は、「少年非行(14歳から19歳までの少年による非行)は、特に近年、量的、質的両面において極めて深刻化しており、危機意識を持つ必要がある」とした上で、子どもたちの現状の問題点として、①罪悪感の欠如と被害者意識②簡単に他の人に引きずられてしまう「他律性」③「感情を言語化し、表現する力」が弱まっている、の三点を挙げている。

さらに、家庭の問題点として、①希薄な関係(万引きの理由が「親が自分の方を向いてくれないから」という実例が報告されている)②親の規範意識の欠如(親が「何でこんなことで補導されないといけないのか」と少年補導職員に詰め寄ることもある)③子どもに対して、これがいけないことだいう確固たる自信が親なくなっている、の三点を挙げている。

文部省の「子どもの体験活動研究会」の「子どもの体験活動等に関する国際比較調査」によれば、生活規律や社会のルール・道徳心に関して、日本の子どもたちは、諸外国(アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国)に比べて、父親からも母親からも最も家庭でしつけられていない。生活規律に関して「よく言われる」と答えている者で、日本が少ないのは、「ちゃんとあいさつをしなさい」(父親から9%、母親から14%)、「テレビを見すぎだからやめなさい」(父親から13%、母親から22%)、「早く起きなさい」(父親から10%、母親から38%)、「もっと勉強しなさい」(父親から19%、母親から37%)、「もっと部屋をきれいに

しなさい」(父親から26%、母親から49%)である。

また、社会のルール・道徳心に関して、「よく言われる」と答えている子どもは、すべての項目で日本が最も少なく、「友だちと仲良くしなさい」(父親から7%、母親から10%)、「弱いものいじめをしないようにしなさい」(父親から9%、母親から11%)、「うそをつかないようにしなさい」(父親から11%、母親から16%)、「人に迷惑をかけないようにしなさい」(父親から16%、母親から25%)、「先生の言うことをよく聞きなさい」(父親から16%、母親から29%)、「物を大切にしなさい」(父親から24%、母親から31%)である。<sup>(6)</sup>

世界青少年意識調査でも、父親から社会生活についての指導を受けたことがある者は、11か国の中で9番目(前は5番目)であり、「非行原因に関する総合的研究調査」によれば、我が子の非行化防止に対する自信については、昭和52年の調査に比べ、「自信がある」と回答した者の割合が低下しており(31.7%→25.3%)、年齢層別にみると、若年の保護者ほど自信の乏しい傾向がみられる。

ところで、青少年自身は「同世代の人たちについて」一体何が問題だと思っているのであろうか。20歳未満は、①自分の感情をうまくコントロールできない(38.2%)、②忍耐力がない、我慢ができない(33.8%)、③自己中心的である(33%)、20歳以上は、①忍耐力がない、我慢ができない(67%)、②自己中心的である(52.6%)、③自分の感情をうまくコントロールできない(49.2%)、と答えている(複数回答)。

家庭の問題については、20歳未満は、①親が子どもを甘やかしすぎている(21.9%)、②親の権威が低下している(18.6%)、20歳以上は、①親が子どもを甘やかしすぎている(54%)、②親と子どもの会話、ふれあいが少ない(53.9%)、③幼児期からのしつけが不十分(38.9%)、地域社会の問題点については、20歳未満は、①地域で子どもが遊んだり、スポーツをしたりする場や機会が少ない(28.7%)、②よその家の子どもを叱らなくなった(27.8%)、③隣近所に無関心な人が増えた(24%)、20歳以上は、①よその家の子どもを叱らなくなった(60.2%)、②隣近所に無関心な人が増えた(51.2%)、③近所づきあいが少なくなった(40.4%)、と答えている。

## 2 青少年育成の基本理念

以上、青少年をめぐる現状の問題点と背景について、審議会報告や各種調査の中から重要と思われるものを列挙してきたが、危機に瀕する今日の青少年問題の背景には、青少年を取り巻く家庭、学校、地域社会などの環境の変化、青少年自身と大人自身、さらには社会全体の価値観の変化という根本問題があることを見落としてはならない。今日の「教育荒廃」は、戦後50年余の日本社会の正確な反映にほかならない。わが国の戦後社会の在り方を国民全体の問題として問い直す必要がある。

次代を担う青少年について考える有識者会議も青少年問題審議会も同様の基本認識に立脚している。同審議会は、まず大人自身の意識改革の重要性を強調し、「個」と公共の調和、自由と規律の調和の在り方や社会の基本的なルールを次世代に伝達していくことの大切さ、親の子育てを支援し、青少年を問題行動から守り、社会性を培っていくための社会環境をつくっていくことの重要性を指摘した上で、地域社会主導で青少年を育成する新たな「地域コミュニティー」の形成や、国民全体の取り組みを定める「青少年育成基本法(仮称)」の制定などを求めている。

また、同有識者会議は、前述した報告書の「3 今、何をなすべきか」の「基本的認識」において、次のように指摘している。

〈今、戦後50年の我が国社会の在り方が問われているといえる。……国や社会、他者への愛と責任を育てることの重要性を再認識するとともに、「自由」、「人権」と「公共の福祉」、「規律」のバランスを今一度検証し、次代を担う青少年にこれだけはどうしても守るべき最低限の規範があることをはっきり伝え、その上で、それぞれの個性、夢、希望を実現できる真の自由を大切にすべきである。〉

〈「地獄への道は「善意」で敷き詰められている。「子どもたちの間違いを「教育的配慮」という優しさから、あいまいに処理することにより、問題を放置し、取り返しのつかないレベルまで増幅させていることはないだろうか。「まあまあ」で済ませてしまうのは、その時は楽である。子どものことを思い、「悪いことは悪い」ということをはっきりさせ、真剣に「叱り」、厳しく「罰し」、子どもに「課題を突きつける」態度が、大人に、さらに社会に求められる。また、子どもにも、悪いことは悪いと自覚させるため、法律によって厳しく処分することも視野に入れる必要がある。〉

いずれも的を射た鋭い指摘といえよう。「人権」と「公共の福祉」の関係については、青少年問題審議会答申も、「『人権』と『公共の福祉』の関係でいえば、戦前への反省から人権の重要性が強調されてきたが、『人権』を主張する中で、社会全体の利益を省みない行動が見られる。同様に、『権利』と『責任』の関係では、権利の行使には責任が伴うことが軽んじられがちである」と指摘しているが、その通りであろう。

ところで、同審議会は、①青少年を育成する環境づくり、②青少年を非行から守る環境づくり、③多元的評価、多様な選択肢のある社会への転換、④総合的な青少年対策の確立、を四本柱として、青少年育成基本法の制定に向けて検討するよう求めたが、国の青少年行政の在り方については、総合的に見直す必要がある。

わが国の今日の青少年行政は、青少年の健全育成についての基本理念や国政上の位置づけが未確立で、明確な全体像が描けているとはいえない。戦後の青少年行政は、同審議会も指摘しているように、「非行対策」を中心にしながら、次第に健全育成を視野に入れた「青少年対策」へと発展してきたが、今後は21世紀に求められる青少年像を踏まえ、青少年を保護育成の対象として客観的に捉えがちな青少年対策から、青少年を自己実現を図る主体と捉え、自己実現支援等を主眼とした総合的な青少年対策へと更なる発展を目指す必要がある。

同審議会が、青少年育成の基本理念、各主体の責務、基本的施策等について規定する青少年育成基本法（仮称）の検討をするよう提言し、国会の青少年問題特別委員会で審議が開始されたにもかかわらず、実質的な審議がストップしている背景には、青少年育成基本法の制定の目的、基本理念、法の名称をめぐる議論が真っ向から対立して平行線になったまま閉塞状況を打開できなくなっている、という事情がある。子どもは「権利行使の主体者」であることから、子どもが自主的に健全な発展をすべきであって、大人が青少年を健全に育成するという考え方自体が間違っており、法律の名称は「青少年育成基本法」ではなく、「子どもの権利基本法」にすべきだ、という強い反対意見があるようである。

青少年育成の基本理念について考えるにあたって、韓国の「青少年基本法」が参考になるとと思われる。同法は第一条に目的を定め、「当法は青少年の権利および責任と家庭、社会、国家および地方自治体の、青少年に対する責任を定め、青少年育成政策に関する基本

的な事項を規定することを目的とする」とした上で、第二条で基本理念について、「未来社会の主役となる青少年が豊富な知識を土台に、個人的には健康で情緒豊かな生活をし、社会においては礼儀をわきまえ、共同体としての意識を持って行動し、自由民主主義の原則に対する信念と国家に対する誇りを持ち、人類繁栄に貢献できる、明るく主体的な青少年として育つようにすることを当法の基本理念とする」と定めている。

同法によれば、「青少年育成」とは、青少年の福祉を増進し、青少年の修練活動を支援し、青少年交流を振興させ、有益な社会条件と環境を提供し、青少年に対する教育を相互に補足しあうことで、青少年の健全な成長を助けることをいう。「青少年の修練活動」とは、青少年が生活圏または自然圏で心身鍛練、資質向上、趣味開発、情緒涵養、社会奉仕等により学ぶことを実践する体験活動をいう。

わが国の今日の教育荒廃をめぐって、国や学校、家庭、社会のそれぞれに責任を押しつけ合い、問題がいつこうに解決しない傾向が見られる。これは、わが国において、それぞれが担う役割と責任が不明確なために起きている現象である。青少年育成については、学校のみならず、青少年、国家及び地方自治体、家庭や地域社会が、それぞれの立場に応じた責任と役割を担うべきである。

この責任分担について、韓国の「青少年基本法」は、まず「青少年の権利と責任」については、第5条で、「①青少年は安全で快適な環境の中で自己啓発を追求する権利があり、精神的、身体的健康を害したりする恐れのある、あらゆる環境から保護されなければならない。②青少年は自身の能力開発と健全な価値観の確立に力を注ぎ、家庭、社会および国家の構成員としての責任を担うよう努力しなければならない。」と定めている。また、「国家及び地方自治体の責任」については、第8条で「国及び地方自治体は、青少年の修練活動を奨励し、福祉を増進し、第7条の規定による国民の責任遂行に必要な条件を醸成し、これに必要な法的、制度的措置と必要な財源を調達する責任を負う。」と定めている。

第7条の規定というのは、「社会の責任」について定めたもので、「すべての国民は、青少年が日常生活の中で楽しく活動し、ともに生きる喜びを分かちあうよう援助しなければならない。……青少年を理解し、指導しなければならない、青少年の非行を放置しないなどその補導に最善を尽くさなければならない。……青少年の精神的、身体的健康に害を及ぼす行為をしてはならず、青少年に有害な環境を排除し有益な環境が整備されているよう努力しなければならない。」などと規定している。

さらに、「家庭の責任」についても第6条で、「家庭は、青少年が個性と資質をベースに自己啓発を図り、国家と社会の構成員としての責任を担い、後を継ぐ世代として立派に成長できるよう努力しなければならない。」と定めている。

青少年育成の基本理念について考える上で、もう一つ参考になるのは、ドイツの児童・青少年援護法（Gesetz zur Neuordnung des Kinder-und Jugendhilferechts, KJHG）である。同法は、児童、青少年のすべての学校外分野での心身の福利、育成を目的とする総合立法で、青少年福祉法の発展的後継法規として1990年に成立したもので、旧法が社会秩序維持を重視した青少年問題への指導的、規制的介入を中心としたものであったのに対し、新法は予防的効果を狙った社会立法として各種サービスを提供することを主眼とし、介入的措置は極力回避するよう配慮されている。すなわち、公的青少年援護は両親の教育活動をサポートし、それによって青少年の教育状況を改善し、社会生活への参入をスムーズに行わしめようというのが新法で、各種の助言的、助成的制度が中心となっている。

わが国の日本国憲法にあたるドイツ連邦共和国基本法の青少年に関連する条項である第六条第二項は、「子どもの育成及び教育は、両親の自然的権利であり、かつ、何よりもまず両親に課せられている義務である。この義務の実行については、国家共同体がこれを監視する。」と定めており、児童・青少年援護法の「第1章 総則」の「親権者の責務」においても同様の規定がある。さらに、「すべての若年者はその成長への助成を受け、自己責任と社会性を備えた人格形成のための教育を受ける権利を有する。」「青少年援護はこの権利の実現のため、①若年者の個人的及び社会的発達を助成し、障害の防止及び除去に寄与すること、②両親及びその他の教育権者に教育につき助言及び支援を与えること、③児童及び青少年をその福利への危険から保護すること、④若年者とその家族に有益な生活条件、及び児童、家庭に良好な環境の維持、実現に寄与すること、をその本旨とする」と定めている。

韓国の「青少年基本法」ドイツの「児童・青少年援護法」を踏まえ、青少年育成の基本理念として配慮すべき点について考えたい。まず第一に、乳児期から青年期に至るまで、青少年には健全に育成されるべき成長段階があり、青少年の育成にあたっては、年齢及び成熟度に応じた社会的配慮、将来の社会と文化の担い手としての役割を果たす者として、将来を視野に入れた配慮が必要である。第二に、青少年は成長する主体であり、その成長を支援することが「青少年の健全育成」にほかならず、それが「公共の福祉」につながる。第三に、青少年が自立し、社会の構成員であることを自覚し、心身ともに健康に育ち、社会において自己実現を遂げていけるよう支援すること、第四に、「21世紀に求められる人間の資質」「青少年が身に付けることが望まれる資質」を踏まえ、自他を尊重し、伝統や文化を創造的観点から再発見し継承発展させる態度と能力、ボランティア活動や奉仕活動等に積極的に参加する態度と能力を育成すること、第五に、青少年が生命を尊重し、自然を愛し、環境を保全し、多様な異文化を理解し、他者と共生することができる態度と能力を育成すること、第六に、青少年の基本的な人権を保障し、青少年がぬくもりのある家庭や安全な地域社会で生活できるよう保護し、有害な社会環境から保護すること。

ちなみに、ドイツ政府が児童の権利条約批准の際に議会に提出した『批准議案書』には、児童の権利条約における「児童の権利」とは、国際人権規約のB規約第24条の「保護を受ける権利」の規定に従うものとして、児童の権利条約においても「保護的措置に対する児童の地位こそが“権利”ということばで表現されているのである」と述べている。ドイツはこの批准議案書において、成年制度が前提とする「権利能力」と「行為能力」を区別した西欧法の伝統に立脚しながら、「児童の権利」を「保護を受ける法的地位」というオーソドックスな枠組みで受け止めることによって、“オートノミー（自律）による保護の解体”の潮流が国内法に波及することに歯止めをかけようとしたのである<sup>(7)</sup>。児童の権利条約には「自律する権利」が含まれており、第12条（児童の意見表明権）から第17条までの市民的自由権がこの中に含まれるが、第5条は「児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは……児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」と明記している。

さらに、青少年育成の基本は家庭であるが、国及び地方自治体、地域社会、企業に支援義務があり、責任があることを明らかにする必要がある。教育改革国民会議報告は、「将来的には、満18歳後の成年が一定期間、環境の保全や農作業、高齢者介護など様々な分野に

において奉仕活動を行うことを検討する。学校、大学、企業、地域団体などが協力してその実現のために、速やかに社会的な仕組みをつくる」と提案しているが、「国及び地方自治体は、青少年の修練活動を奨励し、……する責任を負う」と明記している韓国の「青少年基本法」、実践については国家的共同体がこれを監視する」と規定しているドイツの「児童・青少年援護法」を参考にする取り組みが求められよう。

### 3 「生きる力」を育む感性・心の教育

ドイツから学ぶべきことの一つは、学校教育と学校外教育が連動していることである。今日の日本において、青少年の健全育成が最も継続的、意図的に行われているのは学校であり、その学校教育の中で青少年健全育成の柱の一つになるのが「総合的な学習の時間」である。青少年の健全育成は、発達段階に応じて、家庭、学校、地域社会などが開かれた関係を構築し、それぞれの役割を分担しつつ、一体となって総合的に取り組む必要がある。

ところで、平成12年12月25日に提出された中央教育審議会の「審議まとめ」は、「2 教養教育における初等中等教育の役割」の「ア、基礎・基本の徹底」において、次のように述べている。「子供の多様な個性や自主的に学ぶ態度を育てることの重要性を強調するあまり、基礎的・基本的な知識・技能を反復練習などによって繰り返し教えるような指導方法を「一方的に教え込む」ものにとらえて、総じてこれを好ましくないとする見解も一部にある。しかし、多様な個性は、基礎的・基本的な知識・技能を徹底的に指導し、確実に習得させ、それを基盤として、更なる自発的な学習につなげることによって伸ばすことができるものである。わが国の伝統文化の世界では、独創性を発揮するためには「型」と呼ばれる基礎的・基本的な事柄を完全に身につけた上で、それを超えることが必要とされており、こうした考え方は大きな示唆を与えてくれる。」

平成13年1月5日付読売新聞によれば、文部省は同4日、平成14年度から導入する新学習指導要領で実現をめざす「ゆとり教育」のあり方を抜本的に見直す方針を決めたという。最近、「できない子」への配慮に傾斜するあまり、学力低下問題が浮上し、悪平等主義によって、教育の意義や活力を失いかねない、ゆとり教育のせいで日本の国力が低下したと批判されかねない、などの声が高まり、「基礎学力向上」に力点を置く新たな方針を文部省が打ち出したというわけである。

「基礎学力向上への戦略」をまとめた同方針は、新学習指導要領はあくまで学習内容の最低基準を示すものである点を強調し、「ゆとり教育」とは「心のゆとり」を求めるものと定義した上で、新学習指導要領の範囲を超える内容の授業も積極的に行い、学力を向上させるよう求めている。具体的には、「総合的な学習の時間」について、遊びや体験学習の時間ではなく、教科教育の一環と明確に位置づけ、「小学校での英語」「教科をまたがる学習」「国際化への対応」などに割くべきだと例示している。

平成10年に改訂した小、中学校の新学習指導要領は、学校週5日制の完全実施に伴い、授業時間と内容を3割程度減らし、学習内容を厳選した「ゆとり教育」の実現を求めており、学校現場ではこの授業時間と内容を削減したことが、イコール「ゆとり教育」であると一般的に理解されてきた。文部省はこの点を危惧し、「ゆとり教育」とは「心のゆとり」を求めるものであると敢えて定義したわけである。今回の見直し方針は、授業時間削減による「ゆとり教育」が学力低下につながらないように、臨時教育審議会以来の「児童・生徒

の学習面の負担軽減」という教育行政の流れを大きく転換するものと位置づけられる。

この1月5日付読売新聞の報道は教育現場に少なからぬ動揺を与えており、ある市の教育長は緊急に指導主事を集め対応について協議したという。その最大の理由は、今回の方針が「総合的な学習の時間」は体験学習の時間ではなく、教科教育の一環と位置づけた点にある。文部省は体験学習の重要性を否定したわけではなく、「総合的な学習の時間」を単なる遊びや体験学習の時間として限定してしまっただけとはいえないということを指摘しているにすぎないのである。なぜそんな当り前のことをあえて指摘したのか。その背景には、子ども同士の遊びや体験を重視した生活科では、教師が指導してはいけない、教えてはいけない、という誤った風潮が広がってしまったという問題がある。教えないということは、教えることが完了してから始まることであり、教えない技術のほうが教える技術よりもはるかに高度である。

お茶の水女子大学名誉教授の森隆夫氏は、「食事で表現すると、教科学習が主食で、『総合的な学習の時間』は副食である」と指摘しているが、教科の基礎・基本を徹底的に指導し、確実に習得させなければ、「総合的な学習の時間」のねらいである「①自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること、②学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること」など到底できない。調べ学習をしても、計算もできず図表や統計表や漢字も読めず、意味の調べ方もわからず、感じたことも文章に表現することもうまくできない状態では、決して自らの課題発見や課題解決にはつながらないことは明らかであろう。

前述した中教審の「審議まとめ」の指摘はこの点を踏まえたものといえよう。多様な個性と基礎・基本との関係は、手のひらと指、木の幹と枝との関係にたとえることができよう。手のひらがなければ指は存在しないし、木の幹というベースの上に初めて枝は存在するのである。この点を明確に認識し、「生きる力」の源泉は、教科の基礎・基本の習得にあることを確認した上で、体験学習がいかに「総合的な学習の時間」において重要な意味をもっているかについて再認識する必要がある。

「生きる力」については、教科の基礎・基本という視点だけでなく、humanistic education, inductive education の視点から、人間教育の基礎・基本とは何かについて深く掘り下げて考えてみる必要がある。中教審答申によれば、「生きる力」の核となる豊かな人間性とは、①美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、②正義感や公正さを重んじる心、③生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、④他人を思いやる心や社会貢献の精神、⑤自立心、自己抑制力、責任感、⑥他者との共生や異質なものへの寛容、などの感性や心である。このような感性や心を小・中・高と続く「総合的な学習の時間」のいかなる学習の連続性と系統性の中で育てていくのか、が問われている。「総合的な学習の時間」は教科書がない指導領域であるだけに、「学習の連続性と系統性」に特に留意する必要がある。

いうまでもなく「生きる力」の核となる感性や心は学校教育だけで育つものではない。学校外で自主的に学んでいる人たちは、すでに学校教育を受けている幼稚園から大学までの在学者数に匹敵する水準に達しており、21世紀に入った今、学校の役割は大きく変化し、少なくとも教育を学校という枠の中だけで語れる時代ではなくなった。21世紀は感性の時代と言われるが、通産省の「感性社会における企業、産業に関する研究会」は、「次代の社



会像として、人間の感性が重視され、企業や個人が感性を重要な座標軸として活動する社会」すなわち、「感性社会」を展望した報告書を平成5年に出版している。

同報告書は、「元来、わが国においては、恵まれた自然の中で豊かで繊細な感性が生まれ、長い歴史に支えられた伝統文化が形成されてきた」「昔の人の生き方や考え方を学ぶことによって、その次代を生きた人たちの知恵や価値観が掘り起こされてくる。そこに、これからの新しい生き方のヒントが見いだせる」<sup>(6)</sup>と指摘している。また、世界YMCA同盟、世界YMCA、世界スカウト機構、ガールガイド・ガールスカウト世界連盟、国際赤十字・赤新月社連盟の事務総長が作成し、国際アワード協会会長のエディンバラ公の議長の下でもとめられた「青少年の教育—21世紀の夜明けにあたっての声明」<sup>(9)</sup>（1997年10月）も、「現代の様々な重圧は多くの大人たちに伝統的な文化を捨て去るよう強いている。その結果、彼らは自らの価値や伝統を次の世代に伝承することは困難だと感じている」と述べている。さらに、社団法人・青少年交友協会が、祖父母、親、子の3世代について実施した「日本人の世代別特徴の調査」でも、文化の共通性が弱くなり、家庭や地域社会での育成機能が軽んじられ、わが国独自の文化・伝統や風習などが、親から子へ伝承されていないことが明らかになっている。

ノーベル文学賞を受賞したインドの詩聖・タゴール（1881-1941）は初めて日本を訪問した大正5年、慶応義塾大学での「日本の精神」と題する講演で、次のように述べている。「すべての民族は、その民族自身を世界にあらはす義務をもつてゐます。何も現はさないといふことは、民族的な罪悪と言つてもよく、死よりも悪いことであつて、人間の歴史において許されないことであります。民族は彼等の中にある最上のものを提出しなければなりません。これはまたその民族の富である高潔な魂が、目の前の部分的な必要を越えて、他の世界へ、自国の文化の精神への招待を、送る責任を、自ら認める豊かさなのであります。……日本は一つの完全な形式を持つた文化を生んで来たのであり、その美のなかに真理を、真理のなかに美を見抜く視覚を発達させて来た、そのことを、日本に再び想ひ起させることは、私のやうな外来者の責任であると思ひます。日本は正しく明確で、完全な何物かを樹立して来たのであります。それが何であるかは、あなたがた御自身よりも外国人にとつて、もつと容易に知ることが出来るのであります。それは紛れもなく、全人類にとつて貴重なものなのです。それは多くの民族のなかで日本だけが、単なる適応性の力からではなく、その内面の魂の底から、産み出して来たものなのです。」<sup>(10)</sup>（高良富子訳）

タゴールのいう「美のなかに真理を、真理のなかに美を見抜く視覚」こそ「日本の感性」に他ならない。この日本文化の核心について、「外来者」であるラフカディオ・ハーン、ブルーノ・タウト、アンドレ・マルロー、ルース・ベネディクト等が独自の日本文化論を発表しているが、外国人による明治以降の日本文化論の原典といえる『極東の魂』を著したパーシヴァル・ローエルは、日本の感性の特徴を言語、自然と芸術、宗教、想像力等の視点から興味深い分析をしている。<sup>(11)</sup>

マック・マレイは『理性と情』という小著において、大要次のように述べている。情緒的生活は人間生活の単なる部分や現象面ではなく、その中核であり、本質である。知性は情から生じ、情に根差し、情から栄養と支持を得ている。「道具としての知性」は、生を手段化し、これを断片化する。情こそは生命の統一的要素であり、情の中にも理性が貫徹する。日本の数学者・岡潔は、その「情」について、次のように指摘している。「理解というのは、その『理』がわかる。ところが、松が松とわかり、竹が竹とわかるのは理がわかる

んではないでしょう。何がわかるのかというと、その『趣』がわかるんでしょう。趣というのは情の世界です。だから、わかるのは最初情的にわかる。情的にわかるから言葉というものが有り得た。知の根底は情にある。『悟る』というのは本当にわかって自覚する。これは情の目で見極めることです。芭蕉は『散る花、鳴く鳥、見止め聞き止めざれば留まることなし』と言っていますが、情の目で見極めるのが『悟る』『自覚する』ということです。情は水の如くただ溜ったものではなく、湧み上る泉の如く絶えず新しいものと交っている。生きるということは生き生きすることです。情はエゴイズムで濁ってはいけません。生き生きしていなければいけない。本居宣長が歌に詠んだように、諸情緒が絢爛と華やかでなければいけない。教育はこれを目標とすべきです。今の日本は情が濁ってひからびてしまっている。これを早く変えなければ大変なことになる。情が働かなかつたら教えようがない。盲に自然を教えようとするようなものである。生まれて3ヶ月は『懐かしさと喜びの世界』に住んでいる。情の世界は一口に言って『懐かしさと喜びの世界』ですが、これがずっと続けばよい。成年ぐらいまですっと『懐かしさと喜びの世界』に住むようにするのが家庭教育です。これさえできていけば、あとの教育は簡単なものです。世界を救う道は結局は情が人であると教えることです。情が幸福であり、道徳とは人本年の情に従うことです。』<sup>(12)</sup>

国際基督教大学教授の源了圓氏も、日本の伝統文化の特徴として、「情緒的傾向においてすぐれ、感性的美と心情の純粹さを尊重する文化が形成されたこと」を挙げ、「日本は『こころ』のあり方を切に問うところがある」点に注目し、「この『こころ』については、(日本人は)古代から今日まで『情』を中核とするものとして捉え、その情の清らかさ、純粹さを尊重してきた」と指摘している。さらに同氏は、日本の伝統文化の核である「情」を基層とし、「無心」の次元の「心」を上層として持つわが国伝統文化における「こころ」の構造とそれに立脚する「自己」の捉え方は、「ユングのめざす自己の考え方を、文化の現実として先取りしている」面があるとの立場から、日本の「伝統の創造的観点からの再発見」によって、「ヨーロッパの哲学と東洋の思想とが新たな観点による統一」を試み、「わが国の伝統文化の中に日本の現在の教育はもちろん、将来の人類文化のあり方を考える多くのヒントが蔵されている」としている。

岡潔は「日本民族の中核は心の民族である。心が合わさって一つになってしまっている。これが日本民族の心である」<sup>(13)</sup>と指摘しているが、「心の民族」の教育の重要課題が「心の教育」とは何という皮肉な現実であろうか。文化人類学者のクローチェは「将来の展望に必要なだけ、過去を見つめよ」と指摘したが、感性を核とする日本の文化を継承し発展させる教育によって、日本と世界を結び、歴史と未来の橋渡しをすることが求められているのではないか。

#### (注)

- (1) 「青少年の非行的態度に関する国際比較」(総務庁青少年対策本部, 平成6年)
- (2) 「ポケベル等通信媒体調査」(総務庁青少年対策本部, 平成9年)
- (3) 「世紀末の日本と教育改革」(京都経済同友会「日本の教育と社会問題」を考える特別委員会, 平成12年)
- (4) 「『戦後』を超えて—青少年の自立と大人社会の責任—(答申要旨)」(青少年問題審議会, 平成11年7月22日)

- (5) 「次代を担う青少年のためにーいま、求められているものー」(次代を担う青少年について考える有識者会議, 平成10年4月)
- (6) 「子どもの体験活動等に関する国際比較調査」(子どもの体験活動研究会, 平成12年2月)
- (7) 森田明「子どもと法IIー『子どもの権利』とは何か」321, 322頁(宮沢廉人・星薫編著『子供の世界』所収, 放送大学教育振興会, 平成4年)
- (8) 通産省生活産業局編『感性社会と企業を考える』通産資料調査会, 平成5年。
- (9) “The Education of Young People - A Statement at the Dawn of the 21st Century”, International Award Association, Oct. 1997.
- (10) 川端康成『美の存在と発見』昭和44年, 毎日新聞社, p.34-36.
- (11) パーシヴァル・ローエル『極東の魂』(川西瑛子訳) 公論社, 昭和52年(1888年にボストンのHoughton, Mifflin And Companyより出版された“The Soul of the Far East”の全訳)
- (12) 岡潔が奈良の自宅で1972年3月12日に行った「情と日本人」と題する未発表の講演を要約したもの。ご家族の了承を得て横山賢二氏が持ち帰って筆録したものを横山氏からいただいた。
- (13) 岡潔『昭和への遺書』月刊ペン社, 昭和43年, 91頁